

# みんなでつくろう！ 差別のない人権尊重の社会

インターネットや SNS の発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえて、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するために「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正しました。

(令和3年4月1日から施行)



## 一人ひとりが守ること



条例には、私たちが  
お互いの人権が尊重される差別のない人権尊重の社会をつくるために  
どのような行動をする必要があるのか定めています



私たちは、

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とした差別行為はしません！

※職場や学校、地域、家庭、インターネット上・・・どんな場所でも、差別行為をしません！

〈差別行為〉

- ・誹謗中傷や著しく拒絶的な対応
- ・不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- ・いじめ、虐待
- ・プライバシーの侵害
- ・不当な差別的取扱い

お互いに協力しながら、職場、学校、地域、家庭その他の様々な場において、差別の解消に取り組みます！



差別行為を受けたかたは、

一人で悩まず、相談してください！

県の「人権相談窓口」による相談支援をはじめ、弁護士会、警察、法務局等と連携して支援します

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

（差別のない社会づくりの推進）

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

（1）誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

（2）いじめ又は虐待

（3）プライバシーの侵害

（4）不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

## 人権相談窓口

人権に関することでお悩みのかたの相談をお聴きし、関係機関とも連携して支援します。

【東部】	県庁人権局人権・同和対策課 (鳥取市東町一丁目 220)	(電話) 0857-26-7677 ファクシミリ 0857-26-8138
【中部】	中部総合事務所県民福祉局 (倉吉市東巖城町 2)	(電話) 0858-23-3270 ファクシミリ 0858-23-3425
【西部】	西部総合事務所県民福祉局 (米子市鞆町一丁目 160)	(電話) 0859-31-9649 ファクシミリ 0859-31-9639

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日・12/29～1/3を除く）

メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

面談、電話、メール  
での相談を受け付けて  
います。



鳥取県